

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

○ この記載要領は令和6年5月27日公布の特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に沿ったものです。今後、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)により改訂される可能性があることに御留意ください。

評価書番号	評価書名
11	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

## 評価実施機関名

筑西市長

## 公表日

令和7年3月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険者事務共同処理</p> <p>※「④保険者事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「個人番号異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。</p>
③システムの名称	<p>1. 介護保険システム 2. 特別徴収管理システム 3. 住基システム 4. 滞納管理システム 5. 住民税システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバ 8. 伝送通信ソフト 9. サービス検索・電子申請機能</p> <p>(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市町村)と国保連合会の間で、データの送受信を行うシステム)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1)介護資格ファイル (2)介護保険料賦課ファイル (3)介護受給者台帳ファイル (4)介護個人番号異動連絡票ファイル (5)介護特別徴収対象者情報ファイル (6)宛名情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表100項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 (法定事務)</p> <p>①番号法第19条第8号</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「総務省例」という。)第2条の表131及び132の項 (条例事務)</p> <p>①番号法第19条第9号</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)第2条</p> <p>③筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第39号。以下「条例」という。)第4条第2項別表第2. 2項</p> <p>■情報提供の根拠 (法定事務)</p> <p>①番号法第19条第8号</p> <p>②総務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144及び161の項 (条例事務)</p> <p>①番号法第19条第9号</p> <p>②個人情報保護委員会規則第2条</p> <p>③条例第4条第2項別表第3. 4項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部 介護保険課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 介護保険課
9. 規則第9条第2項の適用	[    ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
		<選択肢>

不正な提供が行われるリスク  
への対策は十分か

[ 十分である ]

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[            ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行うほか、マイナンバーを含む書類やデータは施錠できるキャビネットへの保管を徹底している。人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対する対策を講じていることから、当該判断の根拠と考えられる。</p>



9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input checked="" type="checkbox"/> 十分に行っている ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]</div> <div style="text-align: right;">]</div> </div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input checked="" type="checkbox"/> 十分である ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	筑西市情報セキュリティ対策基準第56条に従い、毎年度、個人情報(特定個人情報を含む。)を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においてはテスト及びアンケートによる受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内での漏洩等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、当該判断の根拠と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	抽出時期	抽出時期に係る範囲
令和2年7月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の提供/■情報提供の提供	■情報提供の提供 番号法第19条7号、別表第二の2の3、94の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)以下、内閣府(総務省令第七号)第46条、第47条	■情報提供の提供 番号法第19条7号、別表第二の2の3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項並びに内閣府(総務省令第七号)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第15条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第26条の2、第30条の2、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条の2、第44条、第45条、第47条、第48条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の記載内容に書き加えられたため
令和2年8月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の提供/■情報提供の提供	■情報提供の提供 番号法第19条7号	■情報提供の提供 番号法第19条8号	事後	法令改正による修正
令和2年12月22日	1. 関連情報 1. ②事務の概要		申請、届出等は、窓口、郵送およびサービス検索、電子申請機能で受付ける。	事前	
令和2年12月22日	1. 関連情報 1. ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	
令和2年12月22日	1. 関連情報 1. ②事務の概要	受給者異動連携結果	個人番号異動連携結果	事後	記載内容に修正点が見つかったため
令和2年12月22日	2. 特定個人情報ファイル名	介護給付実績ファイル	介護個人番号異動連携結果ファイル	事後	記載内容に修正点が見つかったため
令和2年12月22日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ③システムの名称	②事務の概要 申請、届出等は窓口、郵送およびサービス検索、電子申請機能で受付ける。 ③システムの名称 申請管理システムを追加		事後	その他の項目の変更であり事前の届出・公表が義務付けられない
令和2年8月10日	1. 個人番号の利用 法令上の提供	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)以下、番号(令)第四十九号、別表第一の10の2の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十六年九月十日内閣府(総務省令第五号)第50条)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)以下、番号(令)第四十九号、別表第一の10の2の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十六年九月十日内閣府(総務省令第五号)第50条)	事前	
令和2年8月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の提供	■情報提供の提供 番号法第19条8号、別表第二の3、94の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)以下、内閣府(総務省令第七号)第46条、第47条	■情報提供の提供 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)以下、番号(令)第四十九号、別表第一の10の2の項	事前	
令和2年8月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の提供	■情報提供の提供 番号法第19条8号、別表第二の3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項	■情報提供の提供 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)以下、番号(令)第四十九号、別表第一の10の2の項	事前	
令和2年8月10日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法等の規定に則し、介護給付の保険給付資格、保険料課税、受給者情報、給付実績の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険給付書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事項 ②保険料課税の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事項 ③要介護認定申請書等の届出に関する事項 ④保険者番号管理関係 ⑤「介護保険事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(関係団体に)委託して事務を処理しており、関係団体が当該事務を委託するに当たっては、個人番号が記載された「個人番号異動連携結果(訂正時)」(以下「連携結果(訂正時)」)を提供している。  情報提供に必要な特定個人情報等を原本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。  申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索、電子申請機能で受付ける。 サービス検索、電子申請機能で受けた申請データは申請管理システムで開示する。(※) ※ 申請管理システムを利用していない場合は記載不要	介護保険法等の規定に則し、介護給付の保険給付資格、保険料課税、受給者情報、給付実績の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険給付書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事項 ②保険料課税の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事項 ③要介護認定申請書等の届出に関する事項 ④保険者番号管理関係 ⑤「介護保険事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(関係団体に)委託して事務を処理しており、関係団体が当該事務を委託するに当たっては、個人番号が記載された「個人番号異動連携結果(訂正時)」(以下「連携結果(訂正時)」)を提供している。  情報提供に必要な特定個人情報等を原本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。  申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索、電子申請機能で受付ける。 サービス検索、電子申請機能で受けた申請データは申請管理システムで開示する。	事前	誤記修正
令和2年8月10日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	■情報提供の提供 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)以下、内閣府(総務省令第九号)第2条、第3条、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、129、132、144、161の項	■情報提供の提供 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)以下、内閣府(総務省令第九号)第2条、第3条、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、129、132、144、161の項	事後	法令改正及び誤記修正
令和2年8月10日	1. 関連情報 1. 対象人数	いつ時点の計数が 令和2年6月25日 時点	いつ時点の計数が 令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年8月10日	1. 関連情報 2. 取扱数	いつ時点の計数が 令和2年6月25日 時点	いつ時点の計数が 令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年8月10日	IV リスト対策		項目追加 8. 人手を介在させる作業	事後	

○ このページは、評価の再実施又は評価書の修正に伴い、評価書の記載を変更し、提出・公表する際に記載してください(特定個人情報ファイル)。  
○ 変更箇所が多岐あり、全て記載すると変更内容が分かりにくくなる場合は、どのような変更が分かる範囲でまとめて記載することも考え、  
○ 評価の再実施又は評価書の修正の際の変更箇所は、履歴として今までのものを全て記載することが望ましいですが、変更箇所が多岐あり、  
○ 今までの評価書の更新箇所は「詳細な説明」で管理し、最近の変更箇所のみを記載する。  
○ 変更箇所を行政を越えて記載する必要がある場合は、「別添+を参照。」などと記載の上、別途、変更箇所の履歴がわかる資料を作成し、

